パートタイム社員民間企業で創設されつつある

ほんだ・かずなり 法政大学大学院修了。博士(経営

★田一成⋅國學院大學経済学部教授/労供研究会事務局長

はじめに――公務員職場に広がる「カースト制度」

職員のご意見が忘れられない。 ある自治体のセミナー講師をつとめた。その帰り道での自治体ある自治体のセミナー講師をつとめた。その帰り道での自治体婦パート 最大の非正規雇用』(集英社新書) をテキストにして、年初に、主婦パートの立場から非正規雇用を分析した小著『主

とそうです。これってカースト制度みたいですよね。」○年以上になるのに、年収二一○万円のままです。今後もずっ「私は非常勤職員として、正規職員より一生懸命に働いて一

ても困るような立場のベテランの非常勤職員にとって、職場が正規職員と同じ勤務実態で、おそらく、その人がいないとと

自省を繰り返すことになる。

自省を繰り返すことになる。

自省を繰り返すことになる。

自省を繰り返すことになる。

自省を繰り返すことになる。

自省を繰り返すことになる。

61

きるよう詰めていくしかない。法律が違ってはいても、 きである。 働き方そのものを研究し、 その新たな創設を実現で パート労 常勤、

臨時・非常勤間の均衡・均等待遇を明記した公務員版 導入するなどの解決策が必要となろう。 働法を構想するとか、派遣法改正後にそれに代わる就業形態を

の意見に対しても、実はうまく回答できなかった。 方箋が書けるわけではない。 とはいえ、 非正規公務員の問題に対して、 冒頭に紹介した自治体非常勤 筆者に具体的な処 職員

幅はないため別の機会にゆずる。 改正論議を考慮すると、とても重要な論点だが、 ばならない。 焦点を合わせよう。 頭に置きながら、 働者が密着した新たな集団を導入することなどを構想しなけれ れを外部労働市場とみるのなら、 員・臨時職員の内部労働市場への組み入れを図るべきだし、 しかし、職場を事実上の内部労働市場とみるなら、 後者の外部労働市場という視点は、 民間企業のパートタイマーのフロンティアに 委託先とそこで雇用される労 小論では、 内部労働市場を念 それを記す紙 昨今の派遣法 非常勤職 そ

短時間正社員の導入状況と問題点

が義務化されたことで、導入が加速している。 員の導入である。 民間企業の人事管理で最も新しい動きは、 とりわけ、改正育児介護休業法で短時間勤務 短時間正社

働き方にはなっていない

この現状をデータで確かめてみよう。

表1は、

企業の短時間

であって、ワークシェアの構想や均等待遇の視点から促され

いのである。

要するに、

ワーク・ライフ・バランスからの

態や、パートタイマーから短時間正社員に転換する形態は少な

イム正社員から短時間正社員に切り替わり恒久的にとどまる形

うのも、今のところ短 非正社員の立場からみ ると問題がある。 か この 制度は とい

間正社員となり、 0)理由で一時的に短時 再び

る形態が主流であるか ることが予定されてい フルタイム正社員へ戻

は、ほとんどが女性正 らだ。何らかの理由と

社員の育児によるものである。

短時間正社員とは、

フル

タイ

女性正社員用のワーク・ライフ・バランス施策の一つといえる。

つまり、もともと短時間正社員として採用されたり、

フル

タ

表 1 ●短時間正社員の導入・運用企業の割合

(%) 計 導入企業 制度はないが 制度あり 運用している

時間正社員とは、

フル

タイム正社員が何らか

2.7 20.2 17.5 タイプⅡ 4.0 3.0 7.0 1.1 0.9 2.0 タイプⅢ

-時的に短時間正社員となり、 再びフルタイ ム正社員に戻る

プⅡ」はじめから短時間正社員、もしくはフルタイ ム正社員に戻らない

- トタイマーが短時間正社員に転換 プⅡ亅 資料:アイデム人と仕事研究所「短時間正社員と人事管 理に関する調査」2008年。

に戻る「タイプI」、はじめから短時間正社員だったり、 児を理由に一時的に短時間正社員となり再びフルタイム正社員 ると、タイプⅠが二〇・二%、タイプⅡが七・○%、タイプⅢ 員」と呼ぶ)「タイプⅢ」となる。導入・運用企業の割合をみ 間正社員に転換する(この短時間正社員を「パートタイム正社 タイム正社員に戻らない「タイプⅡ」、パートタイマーが短時 を主に三つのタイプに分けると、フルタイムの正社員が主に育 正社員の導入・運用状況をタイプ別に調べたものである。 フル

ため、 も、タイプIに対するニーズが非常に高い。やはり短時間正社 員の現状は、正社員に比重を置いた、 タイプⅠに比べて、タイプⅡとタイプⅢは低調である。 短時間正社員を導入・運用していない企業の意向をみて より正確には女性正社員 念の

が二・○%である。

パートタイム正社員」 制度の導入事例 ~X社の場合~

ただし、パート活用が進む企業では、パートタイム正社員の

向けの制度であることがわかる。

地方の大手スーパーマーケットX社の例を取り上げよう。 導入に踏み切りはじめているのも事実だ。 関東

員のS職が導入されている。この他、 員のG職に加えて、 X社の正社員区分は三つである。中堅幹部のM職、一般正社 職種限定 (鮮魚、 パートタイマーのA職が 精肉、 事務など) の正社

このS職は単なる職種限定の正社員区分ではなく、

ートタイム正社員を含んでいる。というのは、S職には勤務地

ある。

きる。S職の短時間勤務者は、フルタイムではないが、 り駅から一時間以内の店舗に、勤務地の異動範囲を限定するこ ように期間の定めのある雇用契約ではなく、無期雇用者である とを選択できる。また、勤務時間は、 と勤務時間に選択性があるからだ。S職の職員は、住居の最寄 時間単位で選択でき、 勤務日数は一週四日か五日かを選択で 一日五時間以上であれば

先ほどの表1でいうパートタイム正社員(タイプⅢ)となる。 同じ一週五日、 点である。たとえば、あるA職は、これまでの勤務とまったく 面接試験、ただし上司推薦が必要)を経てA職から転換できる 一日七時間のままS職に転換した。このS職は、

注目すべきは、S職は、フルタイム正社員選考試験

る短時間勤務制度が普及している。つまり、 なお、X社にも、正社員を対象とした育児や介護を理由! 一時的な短時間

者、つまり恒常的な短時間正社員もいる。 あれば、外部採用もある(タイプⅡ)。 正社員からの転換も

社員(タイプI)である。それだけでなく、

S職の短時間勤務

である。 短時間正社員の報酬は、 労働時間に比例して決定される。 その支給率を示した表2をみてほしい。S職になり、 一般にフルタイム正社員を基準とし X社のS職の賃金も同様

様に、 ば九八・九%となる(以上は勤務限定なら、 賃金の九五%支給となる)。 時間なら七九・二%、 五%となる。 タイム正社員の八分の七、 週五日のままで七時間勤務を選択すれば、 六時間勤務ならば七五・○%、 勤務日数を四日とすることもでき、 八時間ならば八九・〇%、 つまり八七・五%が支給される。 五時間勤務ならば六二・ 賃金支給率はフル 時間比例減額後の 一〇時間なら 例えば一日八 同

社員と格差のある賃金制度とはいえない。 制度は職種限定ゆえに簡素化されているだけで、それ以外の正 決してS職の賃金が低いわけではない。要するに、S職の賃金 書けないが、 般担当の賃金と職務等級制度が異なる。 S職の賃金は、 しかし、昇給ピッチを勘案して試算したところ、 職種を限定しない正社員、 その詳細はここでは つまり役職候補の

非正社員活用リスクと公正な労働基準

員の創設に踏み切ったもう一つの理由である 働基準を保つ必要があった。それが、X社がパートタイム正社 があったことだ。そのためにも、職場で崩れつつある公正な労 員の創設に踏み切ったのであろうか。理由は大きく二つある。 一つは、現状以上にパート活用を進めたいという経営者の意識 どうしてX社は、 わざわざ人件費増となるパートタイム正社

だが、リスクは決して小さくない。

ている限り、そのリスクにはなかなか目が向 用は人件費削減の目的で進められているため、

か ない

目的が達成され 傾向がある。

幹化に伴うリスクである。パート活

小売業の職場は、 周知の通り、 既に高度なパート活用が達成

ちらかというとメリットが大きい」と回答した管理職)

と、 لح 活用

そ

よるメリットを肯定する管理職

(| メリットが大きい

表3は、パート活用を重視する職場の管理職のうち、

明な経営者が、少数ながら登場する 件費を削減するのではなく、 近ではなく、正社員化という段階に である。これはもはや正社員への接 らにパート活用を進めようとい 入った今、その小売業にあって、 の向上)の時代を経て、パート基幹 入っている。この段階に至ると、 の正社員への接近・重複)の時代に されている。単なるパート戦力化(パ 人件費をかけるという英断をする腎 (戦力化による、パートタイマー 能力、 むしろ うの

理由は何か。それはいわばパート基 では、後者の公正な労働基準を問う 表2●X社のS職の勤務日数・時間選択による賃金支給率

						(%)		
一日の勤務	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時		
1週の 時間						間		
勤務日数								
4日	49.5	59.4	69.3	79.2	89.0	98.9		
5日	62.5	75.0	87.5	_	_	_		
Young								

:X社およびX労働組合に対する筆者の聴き取り調査による。 1週5日勤務の1日8時間以上はフルタイムであり該当しない。

トタイマーの知識、

ある。 が、パート活用効果について回答した割合の差を調べたもので メリットが大きい」「どちらともいえない」と回答した管理職) れ以外の管理職(「デメリットが大きい」「どちらかというとデ

のは、「人件費の節約ができる」「正社員よりも人件費が安いた 活用メリット否定派の回答が、肯定派の回答を大きく下回る

職場で長期的に働く人材を活用できる」などである。 め、要員を厚く配置できる」「繁忙に合わせた要員配置ができる」 |職場の活性化につながる」「正社員のように異動がないため、

> が保育園に子どもを としよう。この女件

だが、何といっても、人件費の削減や要員面の融通性といった、 な目が向けられているのを見逃すべきではない。 非正社員の活用の主たる目的であるはずのことに対して懐疑的 という点での活用効果が小さいと認識している点を指摘できる。 これによると活用メリット否定派は、職場活性化や長期活用

産性低下である。こうなると徐々に職場全体が険悪な雰囲気に と連鎖して発生する同僚の正社員や管理職の負担増を通じた生 でなく、不満をためたパートの生産性が低下することや、 リスクとは、定着が悪い、人材育成がうまくいかないなどだけ じた待遇がないのは大きなリスクであると懸念していた。その それ

X社の場合も、パート基幹化の進行が著しいのに、それに応

なる。

さらに公正な労働基準を揺るがしているのが、

他ならぬ短時

なれば、こういう職 用して働いていると あり、延長保育を利

休業から戻った一日 例えば、 間正社員制度である。 六時間勤務の短時間 職場に育児

正社員の女性がいる

間の基幹化したパー

かたわらで一日七時

帰宅していく。その 先に失礼します」と 時間帯であり、「お 迎えに行くのは繁忙

賃金は正社員の半分

ートも幼児の母親で に満たない。そのパ しかも時間給換算の に正社員並みに働き トが正社員の代わり

表3●「パート重視型」職場の管理職が指摘するパート活用効果 (複数			回答、%)
	①活用メリッ	②それ以外の	1)-2
	卜肯定管理職	管理職	
人件費の節約ができる	70.1	46.7	23.4
正社員よりも人件費が安いため、要員を厚く配置できる	45.6	24.4	21.2
繁忙に合わせた要員配置ができる	37.4	17.8	19.6
職場の活性化につながる	25.2	6.7	18.5
正社員のように異動がないため、職場で長期的に働く人材を活用できる	49.0	31.1	17.9
正社員をより高度な仕事に専念させることができる	23.8	13.3	10.5
即戦力の人材を確保できる	18.4	13.3	5.1
正社員の増員が難しいなか、要員が確保できる	57.8	53.3	4.5
短期間で終わる仕事に合わせた人材の活用ができる	21.8	17.8	4.0
様々な価値感や意見をもつ人材を活用できる	10.2	6.7	3.5
その他	2.0	0	2.0
再雇用の受け皿にできる	12.2	20.0	-7.8

資料: 社会経済生産性本部「非正社員に対する職場マネジメントの実態に関する調査」2008年

場のどこに公正な労働基準があろうか。

般に、こうした事態の有力な解決策の一つは、正社員への

なお、この点に関して、パートタイム正社員は二○○八年四たのがX社のS職、つまりパートタイム正社員の導入であった。ム正社員への転換が現実的ではないからである。それを解決しに、利用者が少ない。短時間しか勤務できない限り、フルタイ転換であろう。しかし正社員への転換制度は整備されているの転換であるう。

求めるものである。その意味では、政府は民間企業の基幹化り待遇を改善するために、いかに均等・均衡待遇を実現するかを法のような労働条件を規定する法ではなく、雇用管理の法であ時に誤解が見受けられるが、パートタイム労働法は、労働基準

月に施行された改正パートタイム労働法でも構想されていた。

スクを懸念しているのである。

周知のように、改正法に先立ち厚労省の「パートタイム労働局知のように、改正法に先立ち厚労省の「パート労働の課題と方向性を検討した。この研究会「がパート労働の課題と方向性を検討した。この研究会研究会」がパート労働の課題と方向性を検討した。この研究会の最知のように、改正法に先立ち厚労省の「パートタイム労働

最終報告書では、均衡待遇と同時に、基幹化の進展の妨げにとなっているのだ。

た。これらの指摘はそのまま改正法案に盛り込まれたわけでは中間に、短時間正社員を導入し普及させるべきとの見解を示し正社員化に関しては、フルタイム正社員とパート非正社員との築や、基幹化の最終形態である正社員化の促進を求めている。なる就労調整問題を解決できる中立的な税・社会保険制度の構

おわりに――民間の取り組みから何を学ぶか

であろう。

再び次回の改正時の検討課題として注目が集まる

補助労働者ではなく、基幹労働者である。それなのに、雇用不めとする形式上のことはともかく、非正規職員の多くはもはや非正規雇用問題の本質は、官も民も同じである。呼称をはじ

安と低待遇がセットになっている点で共通する。

スクといえる。

「民社会の生活水準を引き下げるリスク、つまり国民のリる。市民社会の生活水準を引き下げるリスク、つまり国民のリ性の低下は、公務員職場ならば、サービス受益者に直接影響すまた、既述の民間企業のパート基幹化リスク、とりわけ生産

を表面に出す営みが大切だといいたいのである。心力で広げることで、それ以外の働き方の辻褄のあわない中身というますます求心的になりがちな区分の境界線を何らかの遠者は、決して短時間勤務を推奨しているわけではない。正社員では、これら民間企業の取り組みから何が見出されるか。筆

同 労働同一賃金につなげる職務給化は大切だが、実際には

せ、穴をあけていく地道な作業を重ねるべきであろう ならないように注意しながら、あわせ技で従来の慣行を揺るが 現実的な戦術としては、職務給化の精神は捨てず、その妨げに そうではない慣行が強固であり、一気に解決することは難しい。 民間企業への短時間正社員の創設は、正社員とは何かを問う

として、正社員と同じ条件の労働者範囲を増やすことになる。 賃金、教育訓練、労使関係など全体が洗い出される。その結果 何をなすべきかが、労使で詳細に議論される。仕事内容、評価 フルタイム正社員とどこまで条件を同一にするか、そのために て通ることはできない。短時間労働であっても正社員ならば、 きっかけとなった。その過程で、賃金や仕事内容の議論を避け

な活動となりうる。 き方の導入をもたらす。その点で、非正社員の労働条件に有益 つまり、理由や形式はどうあれ、均衡・均等の程度を高めた働

に期待する

何らかの具体的な戦術がとれないか。自治労の組合運動の手腕

民間企業が検討してきたのと同様の思考で、

こうした指摘がそのまま公務員の分野で適用できるというつ

もりはない。だが、

【参考文献

上林陽治(2010) 「条例による臨時・非常勤職員の処遇の改善

『自治総研』第三八〇号

自治研作業委員会(2008) 「避けて通れない

「非正規職員」

問

題「自治体臨時・非常勤等職員の実態調査中間集約」より」

『月刊自治研』 vol.50 no.591

本田一成(2010)『主婦パート 刃の剣」~」『労働かながわ』第六六四号 最大の非正規雇用」

集英社

本田一成 (2009) 「生兵法は大けがのもと~パート基幹化は「両

本田一成(2010)「短時間正社員の動向と企業ニーズ」『国学

院経済学』第五八巻第三・四号